

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づく井川湖鳥獣保護区の指定の変更にあたり、次のとおり計画書の縦覧を行うので、同条第4項の規定に基づき公告する。

令和5年4月18日

静岡県知事 川勝平太

1 名称

井川湖鳥獣保護区

2 区域

山伏山頂を起点とし、同地点から尾根に至り、同地点からさらに尾根に沿って南に進み、井川峠を経て、アツラ沢の頭山頂に至り、同地点からさらに尾根に沿って南に進み、勘行峰山頂に至る。同地点から牧道に沿って南西に進み、鍵尾峰（旧井川村・旧玉川村の境界）に至り、同地点からさらに牧道に沿って西に進み、市道開拓1号線の接点に至る。同地点から市道開拓1号線を南西に進み、大日峠（市道開拓1号線、同3号線、県道井川湖御幸線との接点）に至る。同地点から県道井川湖御幸線に沿って南に進み、旧県道井川静岡線（大日古道）との交点に至る。同地点から旧県道井川静岡線（大日古道）を北に進み、旧大日峠（徳川家康お茶壺屋敷跡）との接点に至る。同地点から尾根に沿って井川高原自然歩道を南西に進み、富士見峠に至る。

同地点から同地点と交わる県道南アルプス公園線に沿って北に進み、林道小河内川線との接点に至る。同地点から林道小河内川線に沿って北東に進み、林道小河内川線と135林班と133林班の境界線の重なる区間が終わる点に至る。同地点から135林班と133林班の境界線を北西に進み、135林班と134林班の境界線を経て、135林班と134林班と井川湖の境界点に至る。同地点から134林班と井川湖の境界線を北東に進み、134林班と井川湖と131林班の境界点に至る。同地点から134林班と131林班の境界線を南東に進み、134林班と132林班の境界線を経て、134林班と132林班と133林班の境界点に至る。同地点から132林班と133林班の境界線を南東に進み、132林班と133林班と130林班（県有地及び市有地）の境界点に至る。同地点から132林班と130林班の境界線を北に進み、131林班と130林班の境界線及び129林班と130林班の境界線を経て、129林班と130林班と123林班（県有地）の境界点に至る。同地点から129林班と123林班の境界線を西に進み、123林班と128林班の境界線、123林班と127林班の境界線、123林班と126林班の境界線、122班（県有地）と126班の境界線、121林班（県有地）と126林班の境界線、121林班と124林班の境界線、120林班（県有地）と124林班の境界線、120林班と116林班の境界線、119林班（県有地）と116林班の境界線、118林班（県有地）と116林班の境界線を経て、118林班と116林班と117林班（県有地）と115林班の境界点に至る。同地点から117林班と115林班の境界線を北東に進み、117林班と114林班の境界線を経て、117林班と114林班の境界線と林道勘行峰線の交点に至る。同地点から林道勘行峰線を北に進み、林道勘行峰線と林道井川雨畑線の交点に至る。同地点から林道井川雨畑線を東に進み、山伏峠に至る。同地点から尾根に沿って東に進み山伏峠に至る線で囲まれた一円の区域

3 存続期間

令和5年11月1日から令和10年10月31日まで

4 保護に関する指針の案

(1) 指定区分 森林鳥獣生息地

(2) 指定目的 当地域は、井川湖を中心とした山岳地帯にあり、井川ダム及び井川少年自然の家、県民の森やスキー場等の施設があり、訪れる人も多く、狩猟を行うには極めて危険なため、安全確保を図りたい。また本地域は、自然環境が豊かで、野生鳥獣の種類も豊富であり、その生息地を保護し、市民が自然と触れ合う貴重な場としての環境を保全するため鳥獣保護区に指定する。

5 縦覧場所

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課及び静岡県中部農林事務所森林整備課

6 縦覧期間

令和5年4月18日から令和5年5月1日まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）